

ezCRIC約款

制定日：2006年7月

適用日：2018年4月20日

本約款は、日本ケミカルデータベース株式会社（以下「JCDB」といいます）が提供するインターネットを利用したezCRICの閲覧利用（以下「本サービス」といいます）を利用する全ての者に適用されます。

なお、JCDBのホームページから、本約款第2条に定める本サービスを利用する手順をする際に、本約款に同意するボタンをクリックした場合、本約款および変更ないし改正後の本約款が適用されることに同意したとみなします。

第1条（本サービスの利用者）

1. 本サービスの契約当事者（以下「契約者」といいます）は、原則として法人に限ります。
2. 法人が本サービスの契約者であっても、複数の事業所がある法人の場合、本サービスを利用することができるのは、複数事業所の内、申込み手続によって特定された1事業所に限ります（たとえ、契約者が同一の法人であっても、複数の事業所で利用する場合は、事業所毎に利用を申し込む必要があります）。
3. 1法人または前項の定めにより1事業所で本サービスを利用する場合、本サービスを利用することができるのは、当該法人または当該事業所と雇用契約を締結し、且つ、当該法人または当該事業所において本サービスを利用する業務に従事する方（以下「利用者」といいます）に限られます。

第2条（契約手続）

1. JCDBホームページのezCRIC利用申込フォーム（以下「申込フォーム」といいます）に本サービスを利用するために必要な事項（以下「契約必要事項」といいます）を入力する方法で本サービスの利用申込を行ってください。JCDBは、当該申込を受領次第、本約款に記載された利用資格を審査し、申込受領日より3営業日以内に、申し込まれたサービスの利用に必要なユーザーIDおよびパスワードを発行し、申込者に通知します。
2. ユーザーIDの発行をもって利用契約を締結したものとし、以後はキャンセルすることができません。
3. ユーザーIDの発行日より本サービスが開始されます。また、同時に本約款が適用されます。

第3条（契約期間）

1. 最初の契約期間（利用者が本サービスを利用できる期間）は、ユーザーID発行日から、当該発行日の属する月の翌月1日から1年間が経過するまでとします（例えば、2013年2月12日にユーザーIDが発行された場合、契約期間は2013年2月12日から2014年2月末日までの間となります）。ただし、次年度以降の契約期間は、発行日の翌月1日を契約期間開始日とし、1年間が経過するまでとなります。
2. また、年月日および時間については日本における標準時間を基準とします（以下同じ）。
3. JCDBは、利用者に対し、契約期間満了までに次期の請求書を送付します。

4. 契約期間満了の1ヶ月前までに、契約者がJCDBに対して次条に定める解約届けによる通知を行われない場合は、同一の契約条件で、さらに1年間契約が更新され、以後も同様とします。本項に基づく更新後の契約期間は、更新日(更新前の契約の契約期間満了の日の翌日)より1年間とします。

第4条(契約者による解約)

1. 契約者が本契約を解約する場合は、契約期間満了日の1ヶ月前までに所定の ezCRIC変更・解約届けにてJCDBに対して通知しなければなりません。JCDBは、契約者からの解約の通知を受け付け次第、メールの送信その他の方法によって契約者に確認を行います。
2. 前項に定める手続により契約者の解約意思を確認した場合、JCDBは、契約期間満了日の午後5時(17:00)をもってサービスの提供を終了します。この場合、契約期間満了日を解約日とします。

第5条(契約必要事項の変更)

契約者は、契約必要事項の変更を行う場合、JCDBに対し、所定の ezCRIC変更・解約届けにて通知してください。JCDBは、変更・解約届けを受領した後速やかに確認作業を行い、完了後、メールの送信その他の方法によって契約者に確認した旨を通知します。

第6条(利用申込みの拒絶事由)

申込者が下記のいずれかに該当する場合には、JCDBは申込みを拒絶し、利用契約を締結しないことがあります。なお、JCDBは、申込者に対し、原則として申込拒否の理由を開示いたしません。

- (1) 申込み届出の記載内容に虚偽の事実ないし情報があった場合。
- (2) 申込者または契約締結後の利用者が、本約款の条項に違反する蓋然性が強いとみなされる場合。
- (3) 申込者または契約締結後の利用者が、インターネットおよびデータベースの悪用または不正利用をする蓋然性が強いとみなされる場合、もしくは、第三者に損害を与える蓋然性が強いとみなされる場合。
- (4) 本サービスを提供した結果、JCDBが著しい不利益を蒙ると判断した場合。
- (5) 申込者または契約締結後の利用者が、JCDBと競業する事業者である場合。

第7条(本サービスの内容および禁止事項)

1. 利用者は、インターネットを通じてezCRICに掲載されているデータ(以下「本データ」といいます)を閲覧することができます。
2. 利用者は、社内で利用する目的で印刷された文書(SDSを含みます)に本データの記載内容を引用(転写)することができます。
3. 本サービスを利用する際の検索行為は、ezCRICが設定している対話形式による検索サービスを利用して下さい。
4. 以下の行為を禁止します。
 - (1) 違法な目的で本サービスまたは本サービスの利用によって得られた本データを利用すること。

- (2) ezCRIC以外のシステムないしプログラムを用いて自動検索をすること。
- (3) いかなる場合であれ、本データを営利目的で利用すること。
- (4) いかなる方法であれ、本条第2項が定める以外の方法で本データを複製、翻訳、転記すること(例えば、コンピュータシステムに本データを取り込むことなど)。
また、方法のいかんを問わず、本データを無断で契約者、利用者以外の第三者に送信(転送)または譲渡すること。
- (5) JCDB が発行したユーザーIDおよびパスワードを、利用者以外の第三者に利用させること。
- (6) 本契約に基づいて契約者および利用者が取得する本サービスの利用権その他の権利を第三者に譲渡すること、第三者の権利を設定すること、または、第三者の担保に提供すること。
- (7) その他、本サービスを利用することによってJCDBに損害を与える行為。

第8条(利用料金)

第3条に定める契約期間(同条4項に基づいて契約が更新されたときは、更新毎に)につき金42,000円および消費税相当額を合計した金額が利用料金となります。

第9条(利用料金の支払方法)

1. JCDBが契約者に対し、前条の定めに基づき発生する利用料金の請求書を送付しますので、契約者は、同請求書の発行日の翌月末までにお支払い下さい。
2. 契約更新後の利用料金については、更新前の契約期間満了までに請求書を発行いたします。
3. お支払いに必要な金融機関の払込手数料は、契約者をご負担下さい。

第10条(本サービスの利用時間)

1. JCDBは、利用者に対し、原則として年中無休24時間体制で本サービスを提供します。ただし、利用時間中であっても、利用者は、同一のユーザーIDで複数のパソコンからログイン(本データベースへのアクセス)をすることはできません。
2. システムのメンテナンスのため、JCDBのホームページで予告した上、サービスの提供を一時的に停止することがあります。
3. データベースのデータの追加、変更作業の必要性から、何らの予告なくして一時的にサービスの提供を停止する場合があります。
4. 法定検査または回線やデータベースシステム等の故障ないし不具合により、サービスを何らの予告なくして緊急に停止することがあります。
5. 天災、火災、事故等のやむを得ない緊急時には、何らの予告なくして本サービスの利用を制限し、または、その一部もしくは全部を休止することがあります。

第11条(パスワード等の管理責任)

1. 契約者および利用者は、JCDBから提供を受けたユーザーID、パスワード、ドメイン名(以下「ユーザーIDなど」といいます)以外を使用することはできません。
2. 契約者は、JCDBから提供を受けたユーザーIDなどを自己の責任において管理して下さい。利用者以外の第三者がユーザーIDなど使用し、JCDBが損害を被った場合、賠償して頂くことがあります。

3. 契約者の管理するユーザーIDが第三者に使用されるおそれがある場合は、契約者は速やかにJCDBに通知してください。JCDBは、契約者からの通知を受け調査し、当該パスワード等の利用中止など、必要な手段を速やかに行います。

第12条（責任範囲の限定）

本サービスで提供される内容については、官報などに基づいてJCDBが自らの調査によって行った成果であり、全ての化学品、化学物質を網羅していることを保証するものではありません。本サービスを利用することにより契約者または利用者が期待した効果が得られなかったとしても、JCDBは、損害賠償その他一切の責任を負いません。

第13条（契約の解除）

以下に定める事項が発生した場合、JCDBは、契約者あるいは利用者に対して、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができます。

- (1) JCDBの請求料金が請求書を発行した日の翌日から60日以上経過しても、入金を確認できない場合。
- (2) 契約者または利用者が本契約および本約款のいずれかの条項に違反した場合および違反する蓋然性が高いとJCDBが判断した場合。

第14条（サービスの変更）

JCDBは、いつでも合理的だと認められる範囲内で、本サービスに関する変更、改良を任意に行うことができます。

第15条（損害賠償）

契約者または利用者が、本契約および本約款のいずれかの各条項に違反し、その結果JCDBが損害を被ったときは、契約者はJCDBに対し、当該損害を賠償しなければなりません。

第16条（約款の改訂）

1. JCDBは本約款の内容を合理的であると認められる範囲で変更することができます。
2. 価格の改定を含む約款に変更があるときは、JCDBは契約者に対して、ezCRICログインページにその旨および内容を掲載する方法で、変更後の約款が適用される日から1か月以上前に通知します。利用者に対して個別に連絡は行いません。

第17条（準拠法および管轄裁判所）

本契約および本約款は、全て日本国の法律に準拠します。また、本契約および本約款に関する紛争の第一審裁判所は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第18条（協議条項）

1. 本契約および本約款に定めのない事項が発生したとき、または、本契約および本約款の各条項の解釈に疑義が生じたとき、JCDBは契約者と協議を行います。
2. 前項に定める協議の結果によっては、JCDBは、第16条に定める約款の改訂を行うか、契約者と覚書を締結します。